

## 第5回農業災害補償制度検討会会議概要

1. 日時:平成14年5月24日(金) 13:30~16:30

2. 委員の出欠

関係委員15名中13名が出席した。

欠席者:伊井委員、山田委員

3. 現地視察報告

平成14年3月28日(木)に実施された現地視察(千葉県下)について、概要報告が行われた。

4. 資料説明と質疑

関係資料について事務局から説明を行い、その後質疑を行った。委員発言に対し、事務局からも適宜応答した。委員の主な発言内容は、以下のとおり(順不同)。

今回は、実務者検討会、現地検討会の検討状況等を踏まえ、開催されることとなった。

[引受方式及び補償割合の農家選択の拡大について]

引受方式や補償割合について、農家の選択肢が拡大するのはよいことである。専業農家と兼業農家では、経営上、重点を置くところが異なるため、農業共済のメニューを増やし、農家が経営内容に応じた選択ができるようにすべきである。

農業共済団体の事務処理について、現在では機械化されているため、農家の選択制となっても対応は可能である。

農業共済組合の広域化がかなり進んだので、組合単位を選択といっても、昔と今では意味内容が違ってきており、今では組合単位を選択としたのでは、選択がないのと同じこととなっている。

農家選択の幅の拡大がうまくいくかどうかの鍵は、料率の個別化である。

農家の経営形態が多様化して規模も異なる中で、より細かなニーズに応えるためには、農家選択の拡大はよいことである。ただし、保険制度が維持できるか保険技術的に検討する必要がある。

[水稻の品質低下に対する補償の導入について]

近年、高温やカメムシにより、品質低下が多発している状況にあるので、品質低下の補償を導入すべきである。

品質低下の補償についても、農家選択できるシステムにすべきである。

農家からは、カメムシ、乳白米による品質低下の補償を要望する声強い。引受方式の農家選択と品質低下の補償を組み合わせることは、よいことである。

品質低下の補償の品質格差については、政府米価格を基準にするのではなく、自主流通米等の流通実態を反映したものとすべきである。

品質低下の補償について、カントリーエレベーター等で数量と品位が確定できることを前提条件とすると、計画外流通米が主体となっている農家は選択できないのか。担い手農家育成との関連も考えるべき。

[米の基準収穫量及び損害評価の基準となるふるい目の見直しについて]

ふるい目を実態に合わせ1.8mmに改善すべきである。

改正の方向はこれでよいが、1.8mmより大きなふるい目を使用している地域もあるので、1.8mmではまだ不十分である。

ふるい目の見直しに必要なデータが蓄積できたので、平成15年産から是非実現すべきである。

[麦の災害収入共済方式における共済金の支払方法の見直しについて]

災害収入共済方式に加入している農家から強い要望がある。

麦種ごとに生育期間、収穫時期に差があるので、実態に合った補償を行うために、類区分を導入すべきである。

〔当然加入制をめぐる議論について〕

災害に対しては、技術等である程度対応が可能であるため、任意加入制を強く要望する。全国的に見れば、このような要望は少ないかもしれないが、少ない要望にも応えてほしい。

当然加入制を維持しないと、規模の小さい地域ではほとんど外れていき、制度が維持できなくなるのではないか。

農災制度を抜本的に見直すのであれば、担い手育成、規模拡大といった農政上の方向に沿って、任意加入制に移行してもよいのではないか。ただし、保険制度にどのように影響があるか、技術的に検討すべきである。

大規模農家ほど自然災害に備えて共済は必要である。任意加入制になれば、大規模農家より小規模農家が加入しなくなるのではないか。

任意加入にするためには、料率の個別化を図り、逆選択加入が防止されるようになっていることが必要である。

当然加入制を外したことによって、農作物共済が消滅してしまうと、一番困るのは、担い手である。任意加入制にする場合には、掛金負担がかなり高くなってもやっていけるのかどうか、我が国が米国のような災害発生時の救済措置が絶えずできるような財政システムになっているのかも含めて考える必要がある。

現在は、規模を問わず農家全員でセーフティネットを構築していて、それにより大規模農家の経営も守られている。個人の判断で選択する方式にすると、セーフティネットは維持できないため、当然加入制を廃止するなら、それに代わるセーフティネットをどのように張るのか考える必要がある。

農業経営を守るためのセーフティネットとしては、経営所得安定対策や米の生産調整の方が大きなインパクトがある。災害に対してどうヘッジするかは、経営者の自主判断が重要である。他の強制保険と比べても、農作物共済の当然加入制は、絶対残さなければならぬというものではない。

今後とも共同の水管理等による水田営農を維持するためには、水稻の当然加入制を維持すべきである。

農家へのアンケート調査では、約8割が当然加入制のままでよいとする意見であり、当然加入制を維持しつつ引受方式等の農家選択制にすべきである。

法律で当然加入制とすることへの抵抗感が強いのはわかるが、任意加入制にして大丈夫という自信がない。農災の目的は地域農業を守ることであるが、そのあたりをいかに消費者にわかってもらうか。時代は変化しているが、移行過程の措置を何か具体的に考えられるのか。

日本農業については、経営の論理だけでなく、農業全体が持つ論理を考える必要がある。特に水稻についていえば、大規模な経営が点在するような形で存続することは難しいと思う。今、日本農業の多面的機能を将来にわたり果たしていけるようにするためには、法的に強制されるようなことも当然あっておかしくない。ただし、過去の必要性ではなく、現時点での法的強制の必要性を改めて検証し、農業者や農業外の者に理解を得る必要がある。

大きな災害を受けないと保険の重要性は分からないものである。何でも自由という考え方で当然加入制を廃止するには不安がある。大規模農家ほど、災害でダメージを受けたら立ち直れない。当然加入制は基盤として確保した上で、メニューの選択ができるようにすべきである。

災害対策は必要であり、農災制度は災害対策の一つの大きな柱となっている。強制と自由とを比較すれば自由がよいが、それだけでは議論が足りない部分がある。任意加入制にした場合、保険制度として成り立つのかを大変危惧している。当然加入制により、保険母集団を確保し安定的な運営が図られ、集落の中で農家全員で支えるという意識により事業運営が図られている。

〔その他〕

メニューの多様化を中心に議論してきたが、実際に制度改正を実現するには、大前提として、保険数理上の問題をクリアする必要があるほか、農家の掛金負担や掛金国庫負担の水準がどうなるかという問題がある。